

令和2年7月豪雨に伴う轟峡法面崩壊等再発防止検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 令和2年7月豪雨による轟峡法面崩壊等(以下「災害」という。)の原因を究明し、災害箇所の対策方法を検討するとともに、再発防止に向けた法面对策のあり方について検討するため、令和2年7月豪雨に伴う轟峡法面崩壊等再発防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の原因究明に関すること。
- (2) 災害箇所の対策方法の検討に関すること。
- (3) 災害の再発防止に向けた法面对策のあり方について検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部建設総務課及び建設部道路課にお

いて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

別表(第3条関係)

役割	所属	役職	氏名
委員	長崎大学大学院 工学 研究科	教授	蒋 宇静
委員	長崎大学大学院 工学 研究科	准教授	杉本 知史
委員	国土交通省 長崎河川 国道事務所	事業対策官	中山 雅文
委員	長崎県 県央振興局 建設部	部長	近藤 薫
委員	一般社団法人 長崎県 地質調査業協会	理事長	桐原 敏